

香美町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項

2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第3条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年香美町条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)